

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5の規定に基づき、指定事業者に対して行う第1号事業の内容および第1号事業支給費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし第1号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(指導)

第3条 指導の対象は、指定事業者とする。

2 指導形態は、集団指導および実地指導とする。

(1) 集団指導

指導の対象となる指定事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次に掲げる形態により、指導の対象となる指定事業者の事業所（以下「事業所」という。）において実地で行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省または北海道と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

3 指導対象の選定については、全ての指定事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる基準を標準として、対象とする指定事業者の選定を行う。

なお、選定に当たっては、利用者からの情報のみならず国民健康保険団体連合会介護給付費適正化システムによる情報を確認する。

(1) 集団指導の選定基準

全ての指定事業者を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 実地指導の対象となった指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者および指定地域密着型通所介護事業者の運営する指定事業者を選定する。

(イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められる指定事業者を対象に実施する。

(ウ) その他、特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 複数の市町村において指定を受けている指定事業者を対象に実施する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

4 北海道および他の市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および実地指導の実施に努めるものとする。

5 集団指導および実地指導の指導方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、第1号事業の取扱い、第1号事業支給費の内容、制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる指定事業者の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて第1号事業の担当者、第1号事業支給費請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

(3) 指導方法

実地指導は、関係書類等を確認し、管理者および関係職員との面談方式により行う。

(4) 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は主査職以上の職にある者とする。

(5) 指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要する事項が認められた場合および介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(6) 報告書の提出

当該指定事業者に対して、指導の通知をした事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書により報告を求めるものとする。

(7) 自主点検

実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、当該指定事業者に対し、指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第4条 実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害をおぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合

(関係部署との連携)

第5条 指導にあたっては、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）と連携を図り、合同で運営指導を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。